

平成29年度 第5回地域ネットワーク部会 (在宅障害者と家族への包括的支援を考える検討会) 議事録

日 時：平成29年8月8日（火）18：30 ～20：00

会 場：ウェルとばた 7階 連絡事務室（大）

参加者：門田 光司、深谷 裕、上野 則行、南里 佳代子、久門 正子、神田 美栄子、川尻 主史、
柳沢 享（敬称略）

事務局：北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

委託相談支援事業所（北九州市発達障害者支援センター、北九州市立総合療育センター地域支援室、
北九州障害者しごとサポートセンター）、北九州市障害者基幹相談支援センター

○本日の位置付けを含め、今後の進め方について

（A 事務局）今回は、前回までの当事者家族や構成委員の発表から出された意見を課題案としてまとめた資料を元に、更なる意見交換や検討すべき課題を協議する。それを次回、中間まとめとして報告する予定であり、中間まとめ案を作成の後、関係機関を訪問し意見を伺う予定としている。中間まとめについて意見交換し、その意見を含めた最終的なまとめを行い、年明けの3月頃に報告書を完成する予定である旨の説明があった。

○議 事：

（1）意見交換

【当事者家族の発表より】

（B 委員）これまでの意見でも述べたが、個人情報保護の関係から、民生委員・児童委員などへ単身で暮らしている障害者の情報が入ってこない。地域で暮らす障害者の情報をどういう形で得るかが課題である。障害のある人を孤立させないための仕組み作りについて、地域で支える民生委員・児童委員の力が必要ではないかと考える。

（C 委員）どの事例も課題があったが、その中の8050問題について、もっと早い段階で地域で生活する障害者にかかわれるように、地域に身近な相談窓口があればいいのではないかと考える。個人情報保護の観点から、社協から民生委員・児童委員に情報を伝えることは難しく、かといって行政に相談するのも敷居が高く二の足を踏む場合もあると思われるが、方向性が見えるまできちんと支援を続けられるような継続性や専門的なノウハウ、人材の育成が重要である。

（D 委員）相談先がなく、障害のある人の家族・両親が追いつめられていると感じるような現状がある。相談先や受け入れるための地域住民の理解がないと本人の活動する場がなくなり、かわりや支援が途切れてしまうことが課題ではないか。

（E 委員）重い障害のある人を支える家族は、家族会の中でも少数派になってしまうため、大きく声（意見）を出せない実情から、結果的に家族の抱える困り感や孤立感に周囲が気づかず、支援につながりづらい現状がある。そのため少数派の家族の意見を聴く場を定期的に設ける必要があり、それが障害者自立支援協議会である。意見を聞く場を繰り返しもちながら、当事者や家族にどのような支援が必要なのか、周囲に関わる人がどのような取組みが必要かを協議し、解決に結びつけていかないと意味がないのではないかと考える。

（F 委員）一見して分かりづらい障害に地域の人はどう気づくか、市民の理解を得るためにどのように啓発していくのか。理解が得られれば障害のある人を専門機関へつないでもらう窓口にもなってもらえるのではないかと考える。市民は困った時にまず相談に行くのは行政（区役所）であり、行政の窓口での専門性の向上が課題ではないかと考える。

（G 委員）本人や家族、関係者がまず相談に行くのは区役所であり、できるだけ早い段階で区役所と連携することで解決へつなげられると思われるが、異動もあり、区によって情報や対応が違うこともあるため、行政の窓口の専門性が重要ではないかと考える。

(H 委員) 市民にも障害に関する理解を得るための啓発をもっと進めていく必要がある。一般企業・小売店等など一般の人たちには障害のある人に対しての情報が届かず理解が乏しい状況もある。それは障害者差別解消法ができていても変わっていない。日常生活から情報をキャッチできるしかけが必要では。重度の人が、事業所から夜間のスタッフ体制の問題により受入れを拒否され、居場所がないという実情はリスクマネジメントによる受け入れ拒否であり、受け入れるため実際に何ができるのか専門的な対応や知識を増やしていくというリスクマネジメントとは隔たりがあるのではないか。

(I 委員) 今回の事例では、自傷他害行為があり受け入れ機関がないといった行動面の課題から自立が難しい場合は家族がみるしかないという共通点がある。行動面に対する適切な働きかけは幼少期から行う必要がある、成長していくと親子の力関係が逆転し家族だけでは対応が厳しくなる。学校卒業後に入所施設を利用する場合、施設職員が障害特性に対する専門性のスキル、特に行動面に対して対処のスキルを持っていれば、環境を整えることによって施設利用ができるのでは。教育と福祉が専門性のスキルを一緒に学べる体制が必要ではないか。

・ 更に検討すべき課題について

【情報の届け方】

(E 委員) 個人情報保護法の関係により障害者の情報が支援機関へ届かず、相談に結びつかないといった現状から、いかに事前に情報をキャッチできるか。たとえば行政窓口へ手続きに来たといった、何か関わりがあった時に本人、家族から了解を得て情報を得る機会を活かすことが必要ではないか。得られた情報の様式を検討、作成し、そのデータを整理、集約しておくことにより、例えばアウトリーチにも活用可能になるのではないか。

(B 事務局) 地域の中に孤立する人を作らないことが前提だが、現在、町内会の組織は弱く、地域住民が情報を持たない社会となっているため、地域の人にどう情報を伝えるかが重要ではないか。

(C 事務局) 地域づくりが必要である。具体的には、主に民生委員・児童委員と思うが、他にも可能な人材がいれば、モデル事業的に地域の方の意見も聞きつつ考えていくことも必要ではないか。

(D 事務局) 民生委員・児童委員として活発に活動している方で、障害のある人の情報に気づいていても、どう対応して良いかわからないといった現状があるのではないか。情報の流し方について、障害特性や対応をふまえてきちんと伝えることやつながりをつくることが課題ではないか。

(F 委員) 障害のある人が家の中からいかに地域に出てきてもらうか。そのために必要な方法として、地域がアクションを起こすことも必要では。例えば、災害をひとつのツール（キーワード）として、自分の住んでいる地域で災害があった時に、避難場所を知っているか、だれが助けてくれるのかを知ってもらう。また地域の運動会に障害者が参加できるプログラムを作り、参加してもらうことで、地域に出てくる一つのきっかけになるのではないか。

(C 委員) 個人情報厳しくなる以前は福祉マップ作りを市民センターと共有し、活用していたこともある。たとえばサロン活動を出会いの場として活用したり、事業所へ通所している障害のある人に居場所として利用してもらうことから始め、どこにも通所していない人へも広げていくなど、そのきっかけを作る役を社会福祉協議会や民生委員・児童委員が担うべきなのではないか。

(B 委員) 高齢者は情報を得ることができるため訪問などで直接確認できるが、障害のある人に対し情報を得られないため、障害者自らも存在をアピール発信できるような働きかけも必要ではないか。グループホームやケアホームを利用している障害者が地域の活動に参加する機会があれば、地域に住む障害者を知る機会につながるのではないか。

(H 委員) 海外で例があるが、企業とのタイアップなどで障害のある人の情報を届けていくことも手立ての一つとなるのではないか。

【気づく仕組みづくり】

【孤立しないための仕組み】

(E 委員) 障害のある人や家族が、冠婚葬祭や緊急時の際に困ることを一般市民はもとより福祉関係者も、実際には知らないといった問題もあり、それが悪循環となり、結果、家族が対応せざるを得ないといった現状があるのではないか。まず家族の声を聴くことから始め、現状を知ることが重要ではないか。「わたしたちは選ばれる存在であり、選べない」といった家族の言葉にあるように、関係機関の専門性の問題であり、福祉・教育・企業とのつながりをどうつくるか。うまくつながらなければ、家族は相談すること自体をあきらめてしまうため、家族の困り感をどうつなぐかが課題となるのではないか。基幹相談支援センターでは本人、家族以外の第三者から相談があるが、障害のある当事者・家族に二重、困り感がないと相談に結びつくのは難しい。話の中で困り感を何とかして引き出すことが必要と考えて取り組んでいる最中である。

(F 委員) 障害別で考えると、身体障害の場合はある程度サービスが行き届いているものもあり、入所施設でも空がある所もある。障害によるシステムの違いもあり、社会福祉法人改革については、北九州市では今後取り組んでいくところである。

(B 事務局) 当事者、家族の発信力が重要であり、その力をどうやってつくるかもそうだが、相談を受け止める側の支援者の質をどう高めるか、専門性が問われるところである。相談を受け止める力がない、対応できない時には、次に受け止められる所につなぐこと、ネットワークが重要であり、当事者に相談をあきらめさせないスタンスが重要なのではないか。

(C 事務局) 専門機関の専門性の向上はもちろん、相談しやすい地域をどう作ることが重要なのは。相談機関は、相談者の思いをまずは受け止め、先に答えを言わないようにすることが大切ではないか。

(D 事務局) 関係機関の人材育成が課題であり、どこが、誰が中心となって取り組むかが重要である。

(G 委員) やはり関係機関をつなぐ役割、専門性が重要であり、各機関のつながりを組織的につくる必要があるのではないか。

(B 委員) 民生委員・児童委員が障害者世帯に気づき働きかけをした場合、当事者、家族が関わりを拒んだ場合は世帯が孤立してしまう。地域や相談機関がどうかかわり続けられるかが課題ではないか。

(C 委員) コミュニティソーシャルワークが今後作られていく必要があり、権利擁護・市民後見センターでは市民目線で裾野を広げるために、年に 1 回市民講座を開いている。知的、精神障害のある人の支援の難しさはあるが、協力者を増やしていきたい。

(D 委員) 障害のある人と小学校で一緒に学ぶ機会がなく、小さい時から障害のある人とふれあう土壌がないので、障害に対する偏見があるのではないか。偏見をなくし地域の中で自然に気配りできる子供たちが育まれるように、ふれあいの場や参加できるようなイベントをつくってはどうか。

○中間まとめの構成について

(A 事務局) 振り返りの場にふさわしく多岐に渡るご意見を改めて頂戴した。中間まとめの案をしっかりと整理する作業に取り掛かりたい。

以上